

伊平屋西線 Wi-Fi 基地局整備事業  
プロポーザル実施要領

1. 実施目的

伊平屋西線Wi-Fi基地局整備は、高度の専門性や技術力が必要であり、また利活用にあたっては利便性やセキュリティ対策が求められ、単に価格だけで選定する方法では期待した結果が得られないことから、公募型プロポーザル方式により、優れた提案を広く求め、価格評価のみならず企画提案書やヒアリング内容等を総合的に判断し、最も優れた企画提案を行った事業者を、本業務の優先交渉権者として選定することを目的とする。

2. 業務概要

(1) 業務名

伊平屋西線 Wi-Fi 基地局整備事業

(2) 業務目的

本村の西線エリアにおいては、携帯電話通信及びデータ通信が利用しづらい不感・弱電界エリアが存在しており、観光客及び地域利用者の安全性・利便性の確保が課題となっている。本事業は、当該エリアにおける通信環境の改善及び不感地帯の解消を図るとともに、災害時・緊急時における通信手段の確保、観光振興及び地域活性化に資する通信インフラを整備することを目的とする。

(3) 業務内容

別に定める「伊平屋西線 Wi-Fi 基地局整備事業(以下「仕様書」という)」のとおり

(4) 履行期間

- ・伊平屋西線 Wi-Fi 基地局の環境構築業務

契約締結日から令和9年3月1日

※本契約は上記の期間を当初の履行期間として設定するが、本業務に伴う許認可及びその他の事業により変更となる場合がある。その場合は履行期間を延長する手続き(沖縄県所管:沖縄振興特別市町村推進交付金の繰越手続き)が必要となるため受託業者の同意を得るとともに、手続きにおいては両者誠意を持って対応すること。

(5) 提案上限額

構築業務 14,300,000 円以内(消費税及び地方消費税を含む)

3. 参加資格

次のすべての要件を満たすものとする。

- (ア) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しないもの。
- (イ) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続き開始の申し立てまたは民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生開始の申し立てがなされていないもの。
- (ウ) 会社法(平成 17 年法律第 86 号)第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく精算の開始または破産法(平成 16 年法律第 75 号)第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていないもの。
- (エ) 沖縄県内に本店または支店、営業所を有すること。
- (オ) 専門技術者等、十分な業務遂行能力を有し、適切な執行体制を有しているもの。

#### 4. 参加表明書及び企画提案書の作成及び提出方法等

##### (1) 企画提案に係る参加表明書(様式第 1 号)※署名と代表者印を押印し提出すること

① 提出方法/郵送による

② 提出受付期間/令和 8 年 7 月 1 日(水)から令和 8 年 7 月 8 日(水)

※7月8日の受付終了時間は午後 5 時 00 分までとする。

※期限内に到着するように送付することとし、到着が遅れる場合は電話連絡にて送付確認を行うこと。

##### (2) 質問受付期間及び回答(様式第 2 号)

① 質問受付期間/令和 8 年 7 月 1 日(水)から 令和 8 年 7 月 8 日(水)

※6月8日の受付終了時間は午後5時00分までとする。

② 提出方法/様式第 2 号に質問事項を記入のうえ、電子メール添付にて質問。

送付先アドレス:t-nishime@vill.iheya.lg.jp

③ 回答/令和 8 年 7 月 10 日(金)※参加表明書を提出した全ての者に対して、電子メールにて行う。

##### (3) 企画提案書の提出

① 提出期限/令和 8 年 7 月 15 日(水) 午後 5 時 00 分まで

② 提出場所/伊平屋村役場企画財政課

〒905-0793 沖縄県島尻郡伊平屋村字我喜屋 251 番地

TEL:0980-46-2005 FAX:0980-46-2956

③ 提出方法/郵送による

④ 提出書類/提出書類については 7 部(正本 1 部、副本 6 部)とし、全て A4 版(両面不可)とすること。

ア 企画提案資料提出届(様式第 3 号)

イ 企画提案書(任意様式)※表 1 に基づいて作成すること。

ウ 業務実施体制(様式第 4 号)

- エ 業務行程表(任意様式)
- オ 業務実績書(様式第5号)
- カ 会社概要及び高速無線通信網(Wi-Fi)導入実績書(任意様式)
- キ 見積書(任意様式)内訳、単価等が明記されていること。

表1. 企画提案書の項目及び内容

番号	項目	記載すべき内容
1	会社情報	会社概要、実績(地方公共団体向けの納入実績についてはその旨が分かるように記述すること)について、以下の点を踏まえて記述すること。 ①会社概要 ②提案内容と同様または類似の業務実績 ③経営状況が分かる資料
2	本業務に対する取り組み	本業務に関する基本的な考え方及び具体的な取り組み方針について、以下の項目を定め主要なポイントを記述すること。 ①基本的な考え方、事業への理解 ②提供体制 ③業務スケジュール
3	利用者の利便性	① 利用者の認証の方法 ② 多言語対応 ③ 災害時対応 ④ 認証連携対応 ⑤ アクセスポイント間移動時の接続性
4	災害発生時の給電体制	・災害発生時等で電源供給できない場合でも太陽光パネルおよび USP(無停電電源装置)等に対応出来る機器の体制を有すること。
5	整備性能	・アクセスポイント機器の性能 ・通信回線の種類及び通信速度 ・同時接続数 ・通信品質の確保対策(電波干渉対策等)
6	セキュリティ	・セキュリティ対策の方法 ・アクセスログ解析対応
7	追加提案	・追加提案があればその内容

		※他の提案項目の提案内容と重複しないこと
8	運用体制等	運用体制、障害時対応、お問合せ対応
9	整備体制等	整備体制及び整備スケジュール
10	導入実績	高速無線通信網 (Wi-Fi) の導入実績があればその内容

※企画提案書等に記載する内容については、10.5 ポイント以上の文字を使用し、専門用語等を多用せず、審査する者にとって分かりやすい内容とすること。

※会社概要については、企業概要をまとめたもの (A4版1頁) 又は企業パンフレットのいずれかを提出するものとする。

## 5. 審査方法

提出のあった企画提案については、審査委員会を設置し書類審査又はプレゼンテーション審査を実施して審査を行い、最も優れた提案を行ったものを候補者として選定する。

ただし、参加者多数の場合は、企画財政課にて1次審査 (書類審査) を行い、概ね3者を審査委員会への参加者として選定する。参加者が1者の場合は、審査委員会において書類審査及びプレゼンテーション審査を行い、業務の実施が可能であると総合的に判断された場合には、当該提案者を候補者とする。審査結果については、全ての提案者に文書で通知するものとする。なお、審査委員会は非公開で行い、審査経過や審査結果に関する問い合わせには応じない。

## 6. 審査日程

- (1) 1次審査実施 : 令和8年7月17日 (金)
- (2) 1次審査結果通知 : 令和8年7月21日 (木)
- (3) 2次審査実施 : 令和8年7月28日 (火)
- (4) 2次審査結果通知 : 令和8年7月29日 (水)

## 7. 2次審査 (プレゼンテーション審査) の実施方法

- (1) 提出した企画提案書に基づき説明すること。当日の追加資料の配布は禁止とする。
- (2) 説明は1事業者あたりプレゼンテーション20分、質疑10分程度の計30分以内とする。
- (3) 説明者は当該業務に専従する主担当者が行うこと。なお、そのほか2名まで同席することができ、合計3名までとする。
- (4) プレゼンテーションに必要な機材等は各提案者で用意すること。なお、プロジェクター及びスクリーンは村で用意する。

## 8. 審査基準

企画提案の選定にあたり、審査委員会において次に掲げる事項について総合的に勘案し評価を行う。

- (1)1次審査
- (2)企画提案書による評価
- (3)提案価格
- (4)2次審査
- (5)プレゼンテーションの内容

#### 9. 契約の締結

選定された委託候補者と委託内容について協議を行い、委託契約を締結する。ただし、委託候補者と委託に関する必要な協議が合意に至らなかった場合には、次点候補者と契約交渉を行う。

#### 10. その他

- (1)企画提案書等の作成・提出、プレゼンテーション参加等にかかる一切の経費は企画提案者の負担とする。また、提出書類は返却しないものとする。
- (2)企画提案書提出後の提出書類の変更、差し替えは認めない。ただし、村が認めた場合はこの限りではない。
- (3)提出された企画提案書等の著作権は提案者に帰属する。ただし、伊平屋村が必要と判断した場合は、企画提案書等の複製、記録及び保存を行う。
- (4)提出された企画提案書、審査内容及び審査経過については公表しない。
- (5)提出する企画提案書は1事業者あたり1案に限るものとする。
- (6)実施要領に適合しない参加又は応募書類に虚偽の記載をした場合は、無効とする。
- (7)参加表明書(様式第1号)を提出後、都合により辞退する場合は、辞退書(様式第6号)を提出するものとする。

#### 11. 本件に関する問い合わせ

〒905-0793 沖縄県島尻郡伊平屋村字我喜屋251番地

伊平屋村役場企画財政課 担当:西銘

TEL:0980-46-2005 FAX:0980-46-2956 E-Mail:t-nishime@vill.iheya.lg.jp